

# 学位論文要旨

## 明治期漢文教育形成過程の研究

1. 研究の目的と方法 p.1
2. 論文の構成 p.3
3. 各章の概要 p.7

広島大学大学院教育学研究科 博士課程後期  
文化教育開発専攻 国語文化教育学分野

D124009 西岡 智史

## 1. 研究の目的と方法

明治期の日本が教育の近代化の初期段階で直面した課題の一つとして、伝統的な教養の体系（漢学の素養）と近代的な学校教育との不整合を挙げることができる。この明治期の漢文教育形成過程に関する主な研究には、長谷川滋成『漢文教育史研究』

（1984）、石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』（2009）、浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年——」（2012）が存在し、それらの先行研究においては、国語科の成立にともなって漢文が衰退したと、その結果として漢文が国語関連科目として存続したということがすでに指摘されている。しかしながら、漢文の近代に継承された面や新たに作られた面についての考察は依然課題として残されていた。そこで本論文では、主に教育の制度と内容に着目して、近代的な漢文教育の形成過程を検討した。

本研究では、明治期における近代的な漢文教育の形成過程における、「漢学的な知」の受け継がれた面と新たに拓かれた面を明らかにするために、まず以下の仮説を設定した。

従来の漢文教育史研究においては、明治期の漢文教育が国語科の成立にともなって次第にその地位を低下させたことと、それに対応して漢文教育が国民道徳としての役割を担うようになったことがすでに指摘されている。だが、従来の指摘以外の漢文教育観に着目してみる必要がある。漢学的な教養から近代的な漢文教育に受け継がれた面としては「左国史漢」以来の歴史書の伝統が指摘でき、一方で新たに拓かれた面としては学習内容にメリトクラシー思想<sup>1</sup>が看取できると仮定する。

近世の漢学について、加藤（2013）は「わが国の漢学は、中国や朝鮮半島のように官僚への道や経済的富裕と結びつくことなく、純粹に東洋哲学の実践や学問の探求として行なわれていた」<sup>2</sup>と述べている。近世の日本において科挙制度が採用されなかったにもかかわらず漢学が興隆したことは、近世漢学における「メリトクラシー」の不在を意味していると考えられる。近代日本の学校教育制度（メリトクラシー）の成立は近代的な漢文教科書の成立を促し、その結果として学校教育制度の成立前よりも漢学的知の普及が進んだ面も存在するのではないかと考えられる。

以上で設定した仮説にもとづいて、本研究は以下に示す（1）～（4）の手順によっ

---

<sup>1</sup>竹内洋『日本のメリトクラシー』（東京大学出版会 1995年）によると、メリトクラシーとは人員配置の基準に「家柄や門地などに重点をおく属性主義（何であるかによる選抜）」ではなく、「教育資格や能力つまり営為に重点をおく業績主義（何ができるかによる選抜）」をとることで「能力ある人々による統治と支配が確立する社会のこと」を指し、この概念は学歴社会や「教育と階層」を語る場合に用いられることが多いとされる。西洋の近代的メリトクラシーの開幕は義務教育の始まりからとされているが、それ以前に東洋の朱子学においては、「科挙」制度にメリトクラシー的な要素が含まれていたという指摘が存在する。（天野郁夫『教育と選抜』第一法規 1982年 pp.45-48 参照）

<sup>2</sup>加藤国安『明治漢文教科書集成 別冊1』不二出版 2013年 p.109

て、明治期漢文教育の形成過程の検討を行なった。

- (1) 近代的な漢文教育成立の前段階として、「学制」期の漢学や教科書における漢文の位置を検討する。(第1章)
- (2) 近代的な漢文教育成立の前段階として、「教育令」期の漢学や教科書における漢文の位置を検討する。(第2章)
- (3) 「学校令」期における中学校漢文教育の制度上の確立(明治19年「尋常中学校ノ学科及其程度」～明治35年「中学校教授要目」)を確認しつつ、この時期の検定漢文教科書として、検定認可第一号の秋山四郎編『中学漢文読本』の系統の教科書に着目し、漢文教科書の形成過程を分析する。さらに、秋山四郎の教科書と同時期に検定認可を受けた深井鑑一郎編纂の漢文教科書に着目し、近代的な編集型漢文教科書の形成過程を分析する。また、それと同時期の中等国語教科書や尋常小学読本との比較分析を行ない、近代的な漢文教材の特徴を考察する。(第3章)
- (4) (1)～(3)で検討した漢文教育の変遷を概観し、「漢学的な知」の近代的な漢文教育に受け継がれた面と拓かれた面を考察する。(第4章)

なお、本研究において分析の対象とする時代は、近代学校教育制度が発足した「学制」期(明治5年)から近代学校教育制度の確立期<sup>3</sup>である明治30年代までと設定する。また、従来の漢文教育史研究では、分析の対象を旧制中学校漢文科に限定する傾向が存在したが、本研究では「学制」から「教育令」までの時期において小学校の漢文を分析対象に含めることとした。それは、「学制」期から「教育令」期まではそもそも「国語」「漢文」概念の区別が明確ではない上に、初等教育においても漢文が扱われていたことと、中等教育の漢文では丸本教科書の使用が継続していたことに対して、初等教育から先に編集型漢文教科書が編纂されていたことを踏まえたためである。

---

<sup>3</sup>文部省編『学制百年史記述編』(帝国地方行政学会1972年)第三章では、明治30年代を明治5年から発足した近代学校制度の確立期と位置づけている。

## 2. 論文の構成

題目 明治期漢文教育形成過程の研究

序章 1

- 第1節 問題の所在 1
- 第2節 研究の目的と方法 4
- 第3節 「明治」という時代 7

第1章 「学制」期の漢文教育—近代的漢文教育の創始以前— 14

- 第1節 明治初年の漢文教育をめぐる社会背景—漢学塾研究を中心に— 14
  - 第1項 明治期東京府の漢学塾の状況 14
  - 第2項 明治期における漢学塾の役割 18
- 第2節 明治初期の漢学と漢文教育観—『日本教育史略』を中心に— 22
  - 第1項 「学制」期の漢文教育に関する先行研究 22
  - 第2項 『日本教育史略』の構成 23
  - 第3項 『日本教育史略』第一部「概言」における漢学の位置づけ 24
  - 第4項 「概言」における「学制」期の漢文教育 26
  - 第5項 『日本教育史略』第二部「教育志略」の内容項目 26
  - 第6項 「教育志略」における維新後の学校制度と漢文教育に関する記述 27
  - 第7項 『日本教育史略』第三部「文藝概略」における「漢文」の位置 28
  - 第8項 「学制」期における国語教育論との比較検討
    - 『文部省第一・二年報』の「ダビッド・モルレー申報」を例に— 30
- 第3節 「学制」期の初等教科書における漢文脈
  - 『漢読本』巻之四・五と『蒙求』の比較を通して— 32
    - 第1項 『漢読本』と『蒙求』の概要 32
    - 第2項 「学制」期の教育制度と漢学の系統 36
    - 第3項 徐子光注『蒙求』と『漢読本』巻之四・五の構成比較 38
    - 第4項 『漢読本』巻之四・五の『蒙求』教材と徐子光注『蒙求』との比較 40
- 第4節 「学制」期の漢文教育とメリトクラシー思想 47

第2章 「教育令」期の漢文教育—近代的漢文教育の創始— 49

- 第1節 明治10年代の漢学と漢文教育論—『東京学士会院雑誌』を例に—49
  - 第1項 『東京学士会院雑誌』における漢学の位置 49
  - 第2項 『東京学士会院雑誌』における中村正直の漢文教育論 52
  - 第3項 『東京学士会院雑誌』における西村茂樹の漢文教育論 53
  - 第4項 中村正直・西村茂樹の漢文教育論比較 57
- 第2節 「教育令」期の初等教育における漢文の位置 58
  - 第1項 「教育令」「改正教育令」の公布とその時代背景 58

- 第2項「小学校教則綱領」における漢文 61
- 第3項『小学中等読本』における漢文の位置 62
- 第4項『小学中等読本』のメリトクラシー思想 66
- 第5項 初等教育の漢文と中学校「和漢文」科との関連 67
- 第3節「教育令」期の中学校「和漢文」科における漢文観 69
  - 第1項「教育令」期中学校「和漢文」科の概要 69
  - 第2項『和文読本』「緒言」における和文・漢文の概念 72
  - 第3項 明治10年代における通用文体との関連 77
- 第4節「教育令」期の漢文教育とメリトクラシー思想 80

### 第3章「学校令」期の漢文教育—近代的漢文教育の形成— 83

- 第1節「学校令」公布（明治19年）から「中学校教授要目」（明治35年）までの教育課程における漢文の推移 83
- 第2節 近代国語科成立期における漢文教科書の研究
  - 秋山四郎編『中学漢文読本』『第一訂正中学漢文読本』の分析を通して— 85
    - 第1項 秋山四郎編纂漢文教科書の系譜について 85
    - 第2項 秋山四郎編纂漢文教科書に関する先行研究 87
    - 第3項『中学漢文読本』（明治27年初版・明治29年訂正再版）の構成・内容 90
    - 第4項『第一訂正中学漢文読本』（明治33年初版・明治34年訂正再版）巻之一の構成・内容 92
    - 第5項『第一訂正中学漢文読本』巻之二～十の構成・内容 94
    - 第6項『第一訂正中学漢文読本』明治33年初版と明治34年訂正再版の異同 96
    - 第7項『中学漢文読本』と『第一訂正中学漢文読本』の比較 97
- 第3節 国語科成立期における漢文教授方法
  - 秋山四郎編『漢文教科書』『漢文教科書備考』を中心に— 99
    - 第1項『漢文教科書』『漢文教科書備考』編纂の時代背景 99
    - 第2項『漢文教科書』（明治35年訂正再版）の特徴 100
    - 第3項『漢文教科書備考』（明治36年発行）に提示された漢文教授方法 105
    - 第4項 近世漢学における漢文学習方法との比較 108
    - 第5項『漢文教科書』『漢文教科書備考』の意義 110
- 第4節 国語科成立期における漢文教科書の推移
  - 秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』（明治41年・第五版）を中心に— 110
    - 第1項 明治30年代後半の学校制度・教育課程における漢文の位置 110
    - 第2項 明治30年代後半の通用文体における漢文の状況 114
    - 第3項『漢文教科書』と『第一訂正漢文教科書』の構成比較 115
    - 第4項『第一訂正漢文教科書』（巻之一～五）における日本漢文の特徴 117
    - 第5項『第一訂正漢文教科書』（巻之四・五）における中国漢文の特徴 118
    - 第6項『漢文教科書』から『第一訂正漢文教科書』への改訂の意義 119

第5節	編集型漢文教科書の編纂過程に関する検討	
	—深井鑑一郎編『撰定中学漢文』の分析を通して—	120
第1項	深井鑑一郎編纂漢文教科書の系譜について	120
第2項	『撰定中学漢文』編纂時の漢文教育の状況	121
第3項	『撰定中学漢文』(明治31年初版)の編纂方針	122
第4項	『漢文教授法』で示された丸本教科書の問題点	125
第5項	『和漢文質疑問答』の漢文教科書論	127
第6項	『撰定中学漢文』と『漢文教授法』『和漢文質疑問答』の関連性	133
第6節	編集型漢文教科書の教材内容におけるメリトクラシー思想	133
第1項	編集型漢文教科書におけるメリトクラシー的教材の定義	133
第2項	秋山四郎編纂漢文教科書におけるメリトクラシー的教材	135
第3項	深井鑑一郎編纂漢文教科書におけるメリトクラシー的教材	140
第7節	編集型漢文教科書と中等国語教科書の関連	
	—秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』(明治41年)と落合直文編『訂正中等国語読本』(明治36年)の編纂方針比較—	142
第1項	国語教育史研究における落合直文編『訂正中等国語読本』(明治36年)の意義	142
第2項	明治35年「中学校教授要目」で示された国語と漢文の関連性	145
第3項	秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』の編纂方針と教材の特徴	149
第4項	落合直文編『訂正中等国語読本』の編纂方針と教材内容の特徴	152
第5項	『第一訂正漢文教科書』と『訂正中等国語読本』の編纂方針比較	154
第6項	編集型漢文教科書独自の特徴とその意義	155
第8節	編集型漢文教科書と初等教科書の関連	
	—『尋常小学読本』(国定第一期)を例に—	157
第1項	『尋常小学読本』(国定第一期)編纂の背景	157
第2項	『尋常小学読本』(国定第一期)編纂方針	158
第3項	同時期の中学校用編集型漢文教科書との関連	159
第9節	近代的漢文教育の確立とメリトクラシー思想	161
第4章	明治期の近代的漢文教育形成過程に関する考察	165
第1節	近代的漢文教育における「漢学的な知」の特色	
	—メリトクラシー思想を中心に—	165
第1項	継承された「漢学的な知」	165
第2項	拓かれた「漢学的な知」	170
第2節	「漢文」科のメリトクラシーによって養成された能力	173
第3節	近世漢学におけるメリトクラシーとの関連	175
第4節	近代的漢文教育におけるメリトクラシーの意義	176
終章	研究の成果と展望	180
第1節	研究の成果	180

第1項	各章の成果	180
第2項	本研究の成果と意義	186
第2節	研究の展望	188

主要参考文献	191
--------	-----

### 3. 各章の概要

第1章では、①漢学塾を例とした明治前期における漢文教育の社会的な役割、②文部省刊行『日本教育史略』の分析をもとにした「学制」期の漢学の位置と漢文教育観、③「学制」期に新しく編纂された読本（文部省刊行・榊原芳野編『小学読本』）の分析を中心とした教科書における漢文脈の影響、という3つの視点から、「学制」期漢文教育の分析を行なった。第1章の分析から、「学制」期は教育制度や国語の近代化が提唱されつつも、漢学的な教養をもとに初等教育の教育内容が作られ、また、私塾や中等教育では漢学が存続して選抜制度と結びついていた時代であったといえる。すなわち、選抜制度や教材内容の両面で、漢学の教養が有用性を保っており、「漢学的な知」は忠孝論に限定されるものではなく、実績に基づく人材の配置（メリトクラシー）と結びついていたと考えられる。

第2章では、①『東京学士会院雑誌』を中心とした明治10年代の漢学の状況や漢文教育論、②「教育令」期に公布された「小学校教則大綱」やそれに準拠した初等教科書における漢文教育の形成、③「教育令」期に公布された「中学校教則大綱」や中学校「和漢文」科で用いられた教科書における漢文教育の状況、という3つの方向から、「教育令」期における漢文教育の形成を検討した。第2章の検討から、正則学校の外で漢学塾が存続していたことと、特に中学校では漢籍中心の教育が行なわれていたことが「学制」期から継続していた一方で、「教育令」期からは初等教育で学習する文体の規定がなされ始め、また小学校中等科・高等科の教育課程に漢文が正式に採用され、そこで近代的な編纂型漢文教科書が作られ始めたことを、「教育令」期の大きな特色として指摘した。「学制」と比較すると、「教育令」は文言上メリトクラシー的傾向が少ない。これは、急速な欧化政策による世相混乱、つまり旧特権階級の没落などの格差社会や西南戦争などといった社会背景の反動で漢学的道徳再評価の声が出たことと、教育政策上も「学制」「第一次教育令」が示した急速な近代化の反動があらわれたことが関連しているといえる。「教育令」期では文体面で漢文や漢文訓読体の有用性が保たれていたのは、「小学校教則大綱」や「中学校教則大綱」の内容からも明らかであった。しかしながら、『東京学士会院雑誌』の漢文教育論では儒教道徳や漢文の再評価を見出すことができる一方で、その教授方法の改良や漢文に代わる通用文・国語の必要性をも指摘されていたこと（第1節）、小学校用として丸本ではない近代的な編集型漢文教科書である漢文教科書『小学中等読本』が登場したこと（第2節）を踏まえると、漢文教育の近代化は確実に進んでいたことが明らかであった。

第3章では以下の9つの方向から、明治19年公布「中学校令」から明治35年「中学校教授要目」までの時期における近代的な漢文教育の形成過程を検討した。

- ①全学年の学習内容を網羅した編集型漢文教科書として、文部省検定認可第一号となった秋山四郎編『中学漢文読本』（明治27年初版・明治29年訂正再版）から、その改訂版『第一訂正中学漢文読本』（明治33年初版・明治34年訂正再版）への、編纂方針の推移。



- ②秋山四郎編『漢文教科書』巻之一～五（金港堂刊・明治34年初版・明治35年訂正再版）とその教師向けの指導書『漢文教科書備考』（金港堂刊・明治35年出版）にみる、国語科成立期の漢文教授法の形成。
- ③「国語及漢文」科の学習内容が確立された明治35年「中学校教授要目」公布後の秋山四郎編纂漢文教科書の編纂方針の推移（『第一訂正漢文教科書』明治41年第五版を中心に）。
- ④検定認可第一号の秋山四郎編『中学漢文読本』に次いで検定認可を受けた、深井鑑一郎編纂『撰定中学漢文』の編纂過程。（具体的には、『撰定中学漢文』の編纂方針について、『中学漢文』との比較から検討を行ない、また、編纂者・深井鑑一郎の漢文教科書に関する言説『漢文教授法』『和漢文質疑問答』を分析した。）
- ⑤第3章で着目した近代的な編集型漢文教科書における、メリトクラシー思想に関連すると考えられる教材の特徴。
- ⑥中学校国語教科書（落合直文編『訂正中等国語読本』）と編集型漢文教科書（秋山四郎編纂）の編纂方針の関連。
- ⑦初等教科書（第一次国定読本である『尋常小学読本』）と編集型漢文教科書との接続。

続いて第4章では、第1・2・3章の検討を踏まえて、明治期の近代的漢文教育形成過程における「漢学的な知」の継承された面と拓かれた面について、主に本研究の仮説であるメリトクラシー（業績主義）との関連を中心に考察した。さらに、そのメリトクラシー的な「漢学的な知」によって養成されていた学力の内実や、その教育史的な意義についても考察を行なった。近代的な編集型漢文教科書において継承された「漢学的な知」としては、歴史書の系統を指摘した。「学制」期から明治30年代までの漢文教科書の内容は『日本外史』『史記』『十八史略』といった歴史書の系統、あるいは『文章軌範』『唐宋八大家文』といった範文集や『孟子』が、学年段階ごと継承されていたためである。次に、拓かれた「漢学的な知」として、近代的な編集型漢文教科書に見られる難易度順の教材配列方法と、男子中学生に向けた志気の養成や向学心、勤勉性との関連した漢文教材を指摘し、そこに明治期に進展した近代的漢文教育のメリトクラシー的傾向が看取できることを考察した。

本論文の結果を要約すると、以下のようなことになる。

- (1) 近代的な編集型漢文教科書に継承された「漢学的な知」としては、歴史書の系譜が挙げられる。「学制」期から明治30年代までの漢文教科書の内容は、『日本外史』『史記』『十八史略』といった歴史書の系統、あるいは『文章軌範』『唐宋八大家文』といった範文集や『孟子』が継承されていたといえる。これらは近世漢学における漢作文用例文集の流行、あるいは「左国史漢」の教養や『日本外史』の流行が近代的漢文教育に継承されたと考えられる。そして、この「漢学的な知」における「左国史漢」以来の歴史書の系統は、文化資本としての意義を有していたといえる。つまり、歴史書の系統の「漢学的な知」が、指導者としての処世の知恵となり、また指導者としてふさわしい「話す」「書く」などの言語表現を行なう上での語彙やモチーフの典拠となっていたということである。この歴史書の系統という丸本時代の

漢文教材観と、それをういた漢作文の能力養成という漢文教育観を、近代的な編集型漢文教科書は継承していた。しかしながら、編集型漢文教科書には編纂者による性格の違いも存在していた。秋山四郎編纂本では歴史書を継承しつつも低学年用の巻において開化的知識が豊富に取り込まれ、漢文を媒介とした西洋文明や時事問題の学習を志向する特徴が加えられた。一方で、深井鑑一郎編纂本はあくまで従来の歴史書や模範文を中心に編纂される傾向にあった。

(2) 近代的な漢文教育において拓かれた「漢学的な知」の特徴として、特に本研究の仮説であり、また当時の中学校の教育制度とも深く関連していたメリトクラシー（業績主義）思想の面を指摘した。

拓かれたメリトクラシー的特色として、第一に業績主義的な教材配列方法が指摘できる。編集型漢文教科書において採用された、ジャンルや年代順、著者別よりも難易度順を優先した教材の配列方法は、科挙試験用の学習参考書として編纂された、宋の謝枋得編纂の『文章軌範』との共通点が指摘できる。「科挙」というメリトクラシーに沿って採用された『文章軌範』の難易度順の配列方法が、明治期編集型漢文教科書に採用されていたところに、明治期に進展した近代的漢文教育のメリトクラシー的傾向が看取できると考えられる。

第二に、明治 30 年代の中学校用編集型漢文教科書に新たに採用された教材が指摘できる。明治 30 年代の編集型漢文教科書には、従来の「左国史漢」といった歴史書や名文集の系統とは別に、新たな漢文教材が多数採用され始めた。この「学校令」期に登場した編集型漢文教科書において、旧来の丸本教科書を典拠としない新しい教材にメリトクラシー思想が看取できるものが存在した。例えば、武士としての学業の必要性を説いた吉田松陰の「士規七則」、中村正直の啓蒙書「自助論」の序文、学生の学問修業を激励した広瀬淡窓の漢詩「桂林荘雜詠示諸生」などの例である。この時期の漢文教材に求められた役割においては、男子中学生に向けた志気の養成や向学心、勤勉性といったメリトクラシー思想との関連があるのではないかと考えられる。

「漢学的な知」の継承された面と拓かれた面は、どちらも概ね史書の系統という点で関連しているといえる。そしてその史書の意義としては、指導者にふさわしい身の処し方を学び問うための素材としての歴史の知識という意義と、文語文の規範や語彙の供給源となる言語運用能力としての意義という 2 つの点で、文化資本としての役割を有していたことが指摘できる。